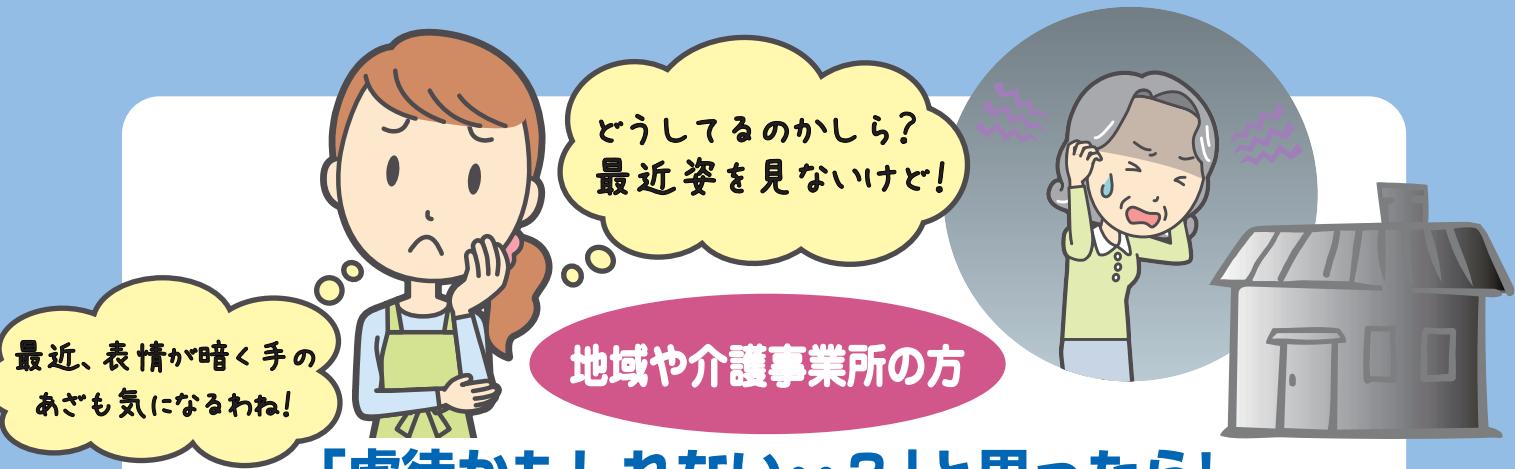


みんなで防ごう高齢者虐待

～あなたの気づきで早期発見～



高齢者虐待とは？

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対して

- ・養護者（高齢者を現に養護している *家族、親族、同居人等）
 - ・養介護施設従事者等（介護サービス事業や養護施設、介護施設の職員等）
- が行う次のような行為をいいます。

※「現に養護している」とは、金銭の管理、食事の世話や介護など、高齢者の日常生活に必要な行為を管理したり、提供することを指します。

身体的虐待



- 殴る ●蹴る ●つねる
 - 無理やり食事を口に入れる
 - 意思に反して身体を拘束する
 - 外出を制限し、外部と接触させない
- など

高齢者虐待の5つの類型

虐待は、ひとつの種類が単発で発生するとは限らず、
複数の虐待が同時に
行われている場合があります。

心理的虐待



- 怒鳴りつける ●ののしる
 - 悪口を言う ●無視する
 - 侮辱を込めて子供のように扱う
- など

経済的虐待



- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
 - 本人の年金や預貯金を勝手に使う
 - 本人の自宅等を無断売却する
- など

介護・世話の放棄・放任



- 劣悪な住環境で生活させる
 - 食事を与えない
 - 入浴をさせない
 - オムツを交換しない
 - 受診させない
- など

性的虐待



- わいせつな行為をする
 - 性的行為を強要する
 - 排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する
- など

鹿児島県内の高齢者虐待の現状は？

本県の令和5年度家庭内虐待の現状
(虐待認定件数:132件)

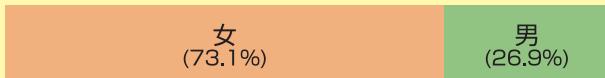
身体的虐待、心理的虐待の順に多い。

虐待の種類（重複あり）



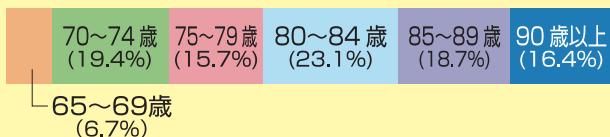
被虐待者の約7割が女性です。

被虐待者の性別



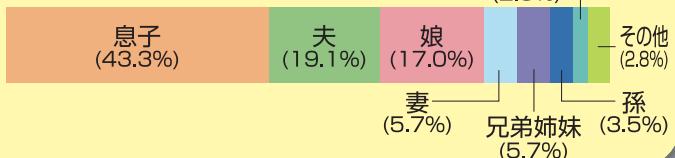
被虐待者の約7割が75歳以上です。

被虐待者の年齢



約9割が子や配偶者からの虐待です。

虐待者と被虐待者との関係



「令和5年度高齢者虐待(家庭内虐待)の状況調査結果」より

認知症と高齢者虐待

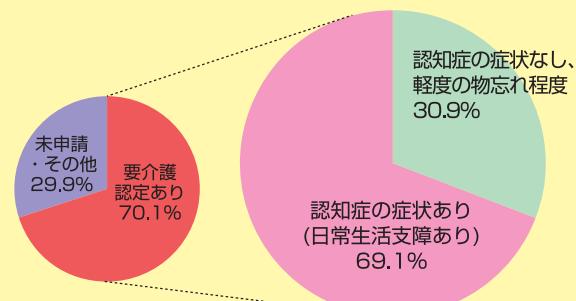
家庭において虐待を受けた高齢者の中、要介護認定を受けていた方は約7割で、そのうちの約7割の方に認知症の症状が見られます。

認知症の症状に対してどうしてよいかわからないなど、混乱を招きやすい状況があります。

それだけに介護する側や地域の方々が認知症を正しく理解することが大切です。

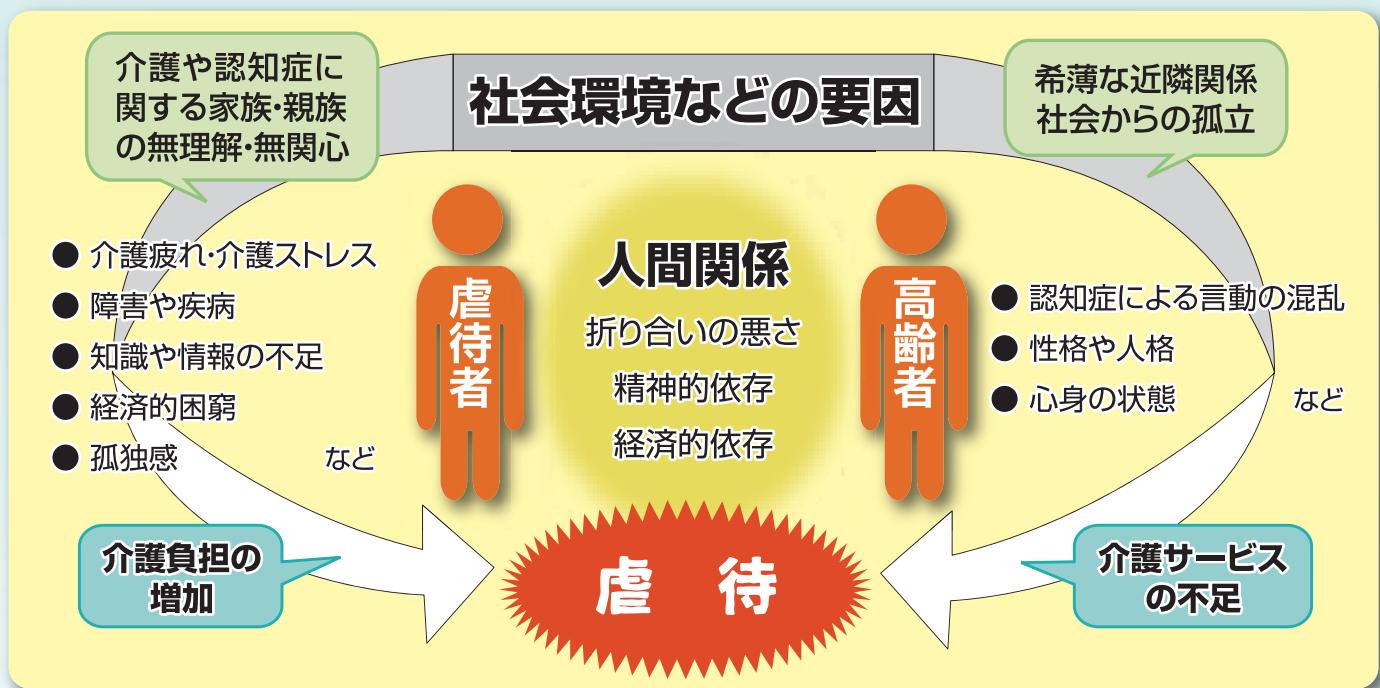
※ 本県では、世界アルツハイマーデーである9月21日を含む一週間を「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」として設定し、認知症の正しい理解の更なる普及啓発等を図っています。

● 被虐待者の要介護認定と認知症の症状の有無



高齢者虐待はどうして起きるのでしょうか？

高齢者虐待は、介護者の介護疲れやストレス、高齢者の認知症の症状、家庭内の家族との関係の悪さや経済的問題など様々な要因が重なり合って発生するものです。表面上の行為のみにとらわれず、その背景にある様々な要因を探り、状況を正確に把握することが大切です。



介護施設などの虐待に気づいた場合もご相談を

近年、介護施設などの高齢者虐待については、増加傾向にあります。

なお、介護施設などでは、緊急やむを得ない場合(※)を除いて、身体拘束を行うことは禁止されています。

(※「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要素を全て満たす状態)



【身体拘束の例】

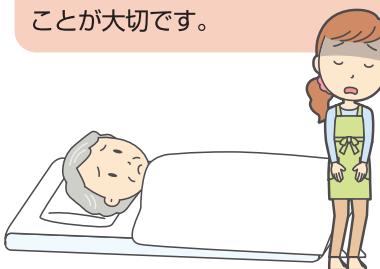
- 車いすやベッドに体幹や手足をひも等で縛る。
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服(つなぎ服)を着せる。
- 自分の意思で開けることのできない鍵付き居室等に隔離する。など

身体拘束だけでなく、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、お住まいの市町村や地域包括支援センターにご相談ください。

地域で支え合いましょう。

理解

虐待が起きる要因は様々です。介護する側・される側双方の不安や悩みを理解することが大切です。



見守り

ご近所に気になる高齢者や介護をしている家族がいたら、ちょっとした声かけをお願いします。



相談

困りごとを抱えている高齢者や家族がいたら、地域包括支援センター等への相談を勧めましょう。



1人で、家族だけでがんばりすぎないで

介護負担の軽減

介護保険サービスなどを上手に使って、介護負担を減らしましょう

おもなサービス

● 通所介護（デイサービス）/ 通所リハビリテーション（デイケア）

日帰りで食事・入浴などの介護や、心身のリハビリテーションを受けられます。
※介護者が自分の用事や外出する時間を持つことができます。



● 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの介護をします。

● 短期入所（ショートステイ）

施設などに短期入所し、食事、入浴、排せつなどの介護や看護を受けられます。
※介護者が休養したい時、冠婚葬祭等で介護ができない時にも利用できます。

★利用には… 介護保険の認定申請が必要です。お住まいの市町村や地域包括支援センター、最寄りの居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）にご相談ください。

その他の制度や相談窓口

積極的に活用しましょう !!

制度

● 成年後見制度

認知症などにより判断力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者を選びことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度の利用や申立てについては、お住まいの市町村や地域包括支援センターにご相談ください。

（助成制度について）

低所得の高齢者に対しては、成年後見制度の申立て費用や後見人等の報酬の助成を行う「成年後見制度利用支援事業」による支援があります。詳しくは、お住まいの市町村や地域包括支援センターにご相談ください。

● 福祉サービス利用支援事業

判断能力に不安のある方に対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどの生活支援をするサービスです。

詳しくはお住まいの市町村の社会福祉協議会または鹿児島県社会福祉協議会にご相談ください。

相談窓口

高齢者虐待についてのご相談は、お住まいの市町村又は地域包括支援センターへご相談ください。

（連絡先記入欄）

※市町村及び地域包括支援センターの連絡先（電話番号）については、県ホームページにも掲載しています。

高齢者虐待防止 鹿児島

● 認知症に関する相談 【公益社団法人 認知症の人と家族の会鹿児島県支部】

（相談日／月～金 10:00～16:00）※祝日、年末年始は除きます。

☎ 099-257-3887

● 若年性認知症支援相談窓口 【社会福祉法人天祐会】

（相談日／月～金 10:00～17:00）※祝日、年末年始は除きます。

☎ 099-251-4010

